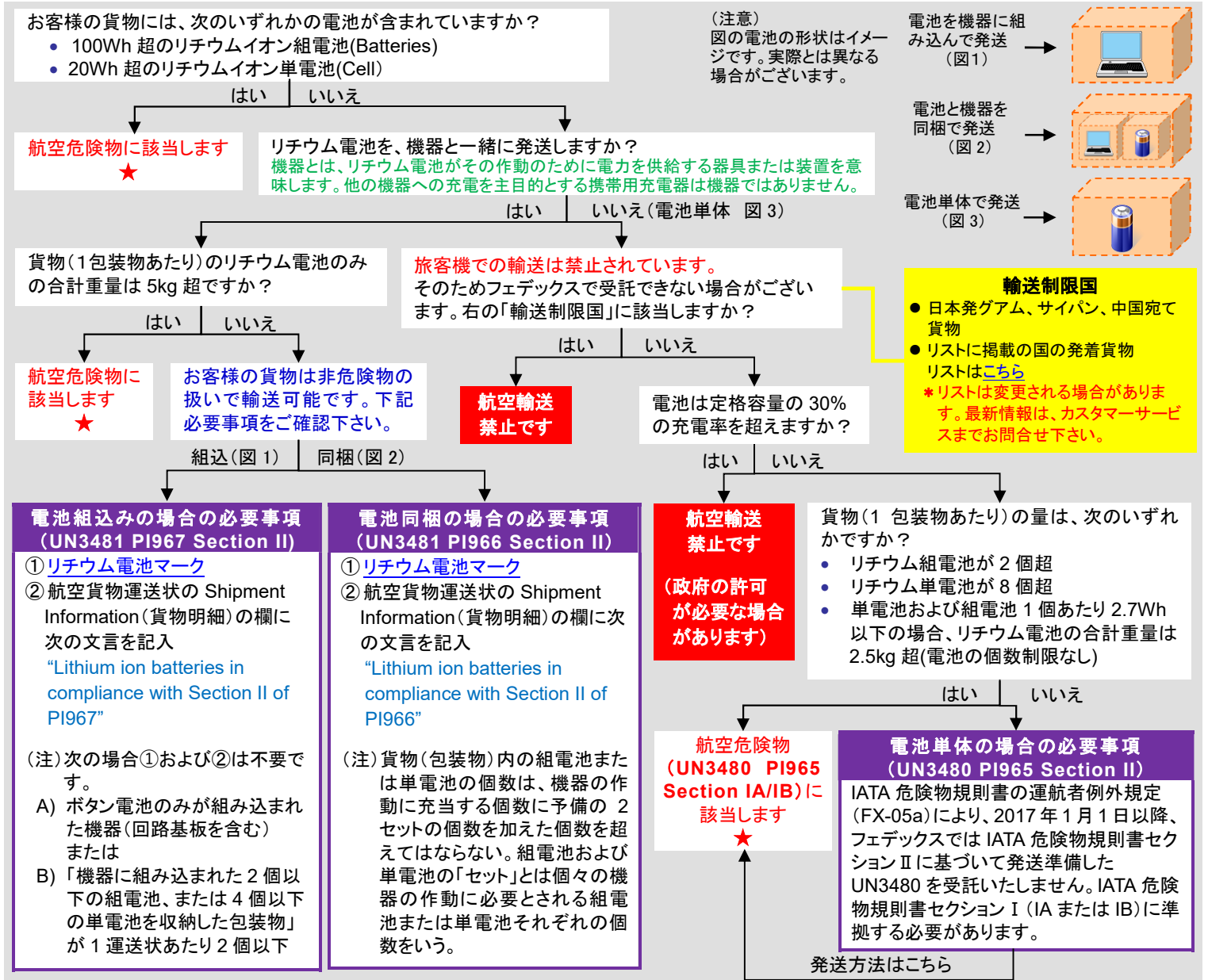


リチウムイオン電池(リチウムポリマー電池を含む)を発送する場合

お客様の貨物に含まれるリチウムイオン電池の内容により、発送方法が異なります。まずは発送される電池の規格をお客様ご自身でご確認いただいた上で、下記のご案内に基づき、適切な手順でご発送くださいますようお願いいたします。



★ **航空危険物に該当する場合 (UN3480 PI965 Section II 貨物も含む)**

第9分類リチウム電池ラベル、危険物申告書、包装基準によっては、国連規格容器の使用が必要です。詳細は IATA 危険物規則書をご覧下さい。また、危険物貨物はフェデックスで危険物が輸送可能な地域のみ国際航空貨物サービスで受託しております。詳細はカスタマーサービスまでお問い合わせ下さい。

【共通要件】

- 弊社は当局の認可があっても明確に事前承認されなければ廃棄用電池およびリサイクル、または処分のため輸送される電池はいかなるものの輸送も受託しません。【運航者例外規定 FX-04e】
 - 不良品や破損している電池、危険な熱の発生、出火あるいは短絡をもたらす可能性があるリチウム電池は輸送が禁止されています。いかなる電池駆動の機器もリコール品に該当するものは、そのリコールが安全性にかかわるものではなく、且つ電池が火災または危険な熱の発生可能性がないものに限り受託します。【特別規定 A154】
 - 修理のため電池が内蔵された電子機器を送る際は、危険な熱、火災、短絡を発生する可能性がある場合、電池を取り外して出荷する必要があります。
 - 全ての包装基準の全てのリチウム電池 (Section I, IA, IB および II) は、以下の分類/区分の危険物と同一の包装物に収納して輸送することはできません。区分 1.4、区分 2.1、第3分類、区分 4.1、区分 4.2、区分 4.3、区分 5.1、区分 5.2 および第8分類ならびに貨物機専用ラベルが貼付された区分 2.2。当該規定は同梱 (All Packed in One)、オーバーパックおよび、同梱/オーバーパックの組み合わせを含みます。
 - 例外: 温度管理機器 (Temperature control devices) に Section II のリチウム電池のみが含まれるもの。包装物には、リチウム電池マークが求められない ELB (Section II のリチウム電池の弊社危険物取り扱いコード) で、弊社自動化機器で選別されないもの。【FX-05c】
 - 運航中に駆動させた状態でデータ記録装置 (弊社 SenseAware を除く) を発送する荷送人は、事前承認が必要です。承認手続きについては、フェデックスエクスプレス危険物ホットライン +1 (901) 375-6806 または Email: dghotline@fedex.com までお問い合わせください。【FX-05(d)】
 - ホバーボード (Hover board) または類似の自立式乗り物 (self-balancing vehicles) は、企業 (会社) からの新品、未開封のオリジナル容器に収納されているものに限り受託しております。使用されたことのある、改造された、または個人、転売業者 (再販業者)、第三者からの自立式乗り物 (balancing vehicles) 貨物は受託できません。【FX-04(f)】
 - リチウム電池マークの貼付が求められる UN3091 または UN3481 セクション II の場合は、フェデックスエクスプレス自動出荷システム (FedEx Ship Manager) で ELB を選択してください。
 - リチウム電池を含む貨物の外装容器は、1.2メートルの落下試験に合格している必要があります。 (UN3481 PI967 Section II は対象外)
 - フェデックスパックは包装物にリチウム電池マークが要求されない場合、強固で頑丈な容器 (例えばファイバーボード製箱) に入れた UN3091 と UN3481 の Section II のリチウム電池の輸送に使用できます。
 - 輸送中に機器が容器内で移動しないように固定し、電池はショートや加熱を防ぐよう梱包し、機器が誤作動しないようにスイッチを保護してください。
 - 同じ外装容器内に複数の機器が包装される場合、損傷させないよう機器は包装された他の機器との接触を防止して下さい。
- 詳細は、最新の IATA 危険物規則書、及び IATA が発行するリチウム電池ガイドドキュメントをご参照下さい。 <http://www.iata.org/whatwedo/cargo/dgr/Pages/lithium-batteries.aspx>

発送可否、及び必要な通関書類は国によって異なる場合があります。詳細はカスタマーサービスまでお問い合わせ下さい。

【ご注意】フェデックスでは、適切なトレーニングを受けた荷送人にお役立ていただくガイドラインとしてご使用いただくため、ご参考までに本資料を提供しています。フェデックスは、本資料の変更、誤記、漏れ又は誤解によって生ずる損失又は損害について一切責任を負いません。

リチウムメタル電池(リチウム合金電池を含む)を発送する場合

お客様の貨物に含まれるリチウムメタル電池の内容により、発送方法が異なります。まずは発送される電池の規格をお客様ご自身でご確認いただいた上で、下記のご案内に基づき、適切な手順でご発送くださいますようお願いいたします。

お客様の貨物には、次のいずれかの電池が含まれていますか？

- 総リチウム含有量が 2g 超のリチウムメタル組電池 (Battery)
- リチウム含有量が 1g 超のリチウムメタル単電池 (Cell)

* リチウムメタル単電池とリチウムイオン単電池からなる組電池の場合は、カスタマーサービスにお問い合わせ下さい。

電池を機器に組み込んで発送
(図1)



電池と機器を同梱で発送
(図2)



電池単体で発送
(図3)



(注意) 図の電池の形状はイメージです。実際とは異なる場合がございます。

はい いいえ

* 総リチウム含有量とは、組電池を構成する単電池に含まれたリチウム金属量をグラム単位で合計したものを意味します。

リチウム電池を、機器と一緒に発送しますか？

* 機器とは、リチウム電池がその作動のために電力を供給する器具または装置を意味します。

はい いいえ (電池単体 図3)

航空危険物に該当します
★

貨物(1 包装物あたり)のリチウム電池のみの合計重量は 5kg 超ですか？

はい いいえ

航空危険物に該当します
★

お客様の貨物は非危険物の扱いで輸送可能です。下記必要事項をご確認下さい。

旅客機での輸送は禁止されています。そのためフェデックスで受託できない場合がございます。右の「輸送制限国」に該当しますか？

はい いいえ

航空輸送禁止です

貨物(1 包装物あたり)の量は、次のいずれかですか？

- リチウム組電池が 2 個超
- リチウム単電池が 8 個超
- 単電池および組電池 1 個あたりのリチウム含有量が 0.3g 以下の場合、リチウム電池の合計重量は 2.5kg 超(電池の個数制限なし)

輸送制限国

- 日本発グアム、サイパン、中国宛て貨物
- 下記リストに掲載の国の発着貨物
リストは[こちら](#)
- * リストは変更される場合があります。最新情報は、カスタマーサービスまでお問い合わせ下さい。

組込(図1)

同梱(図2)

電池組込みの場合の必要事項 (UN3091 PI970 Section II)

- ① [リチウム電池マーク](#)
- ② 航空貨物運送状の Shipment Information (貨物明細) の欄に次の文言を記入
"Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI970"

(注) 次の場合①および②は不要です。

- A) ボタン電池のみが組み込まれた機器(回路基板を含む)または
- B) 「機器に組み込まれた 2 個以下の組電池、または 4 個以下の単電池を収納した包装物」が 1 運送状あたり 2 個以下

電池同梱の場合の必要事項 (UN3091 PI969 Section II)

- ① [リチウム電池マーク](#)
- ② 航空貨物運送状の Shipment Information (貨物明細) の欄に次の文言を記入
"Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI969"

(注) 貨物(包装物)内の組電池または単電池の個数は、機器の作動に充当する個数に予備の 2 セットの個数を加えた個数を超えてはならない。組電池および単電池の「セット」とは個々の機器の作動に必要なとされる組電池または単電池それぞれの個数をいう。

はい いいえ

航空危険物に該当します
★

フェデックス米国本社からの発送事前承認が必要です。【FX-05b】

詳細は[こちら](#)

電池単体の場合の必要事項 (UN3090 PI968 Section II)

IATA 危険物規則書の運航者例外規定 (FX-05a) により、2017年1月1日以降、フェデックスでは IATA 危険物規則書セクション II に基づいて発送準備した UN3090 を受託いたしません。IATA 危険物規則書セクション I (IA または IB) に準拠する必要があります。

発送方法は[こちら](#)

★ 航空危険物に該当する場合 (UN3090 PI968 Section II 貨物も含む)

第9分類リチウム電池ラベル、危険物申告書、包装基準によっては、国連規格容器の使用が必要です。詳細は IATA 危険物規則書をご覧ください。また、危険物貨物はフェデックスで危険物が輸送可能な地域のみインターナショナルプライオリティサービスで受託しております。詳細はカスタマーサービスまでお問い合わせ下さい。

【共通要件】

- 弊社は当局の認可があっても明確に事前承認されていなければ廃棄用電池およびリサイクル、または処分のため輸送される電池はいかなるものの輸送も受託しません。【運航者例外規定 FX-04e】
 - 不良品や破損している電池、危険な熱の発生、出火あるいは短絡をもたらす可能性があるリチウム電池は輸送が禁止されています。いかなる電池駆動の機器もリコール品に該当するものは、そのリコールが安全性にかかわるものではなく、且つ電池が火災または危険な熱の発生可能性がないものに限り受託します。【特別規定 A154】
 - 修理のため電池が内蔵された電子機器を送る際は、危険な熱、火災、短絡を発生する可能性がある場合、電池を取り外して出荷する必要があります。
 - 全ての包装基準の全てのリチウム電池 (Section I, IA, IB および II) は、以下の分類/区分の危険物と同一の包装物に収納して輸送することはできません。区分 1.4、区分 2.1、第3分類、区分 4.1、区分 4.2、区分 4.3、区分 5.1、区分 5.2 および第8分類ならびに貨物機専用ラベルが貼付された区分 2.2。当該規定は同梱 (All Packed in One)、オーバーパックおよび、同梱/オーバーパックの組み合わせを含みます。
例外: 温度管理機器 (Temperature control devices) に Section II のリチウム電池のみが含まれるもの。包装物には、リチウム電池マークが求められない ELB (Section II のリチウム電池の弊社危険物取り扱いコード) で、弊社自動化機器で選別されないもの。【FX-05c】
 - 運航中に駆動させた状態でのデータ記録装置 (弊社 SenseAware を除く) を発送する荷送人は、事前承認が必要です。承認手続きについては、フェデックス危険物ホットライン +1 (901) 375-6806 または Email: dghotline@fedex.com までお問い合わせください。【FX-05(d)】
 - ホバーボード (Hover board) または類似の自立式乗り物 (self-balancing vehicles) は、企業 (会社) からの新品、未開封のオリジナル容器に収納されているものに限り受託しております。使用されたことのある、改造された、または個人、転売業者 (再販業者)、第三者からの自立式乗り物 (balancing vehicles) 貨物は受託できません。【FX-04(f)】
 - リチウム電池マークの貼付が求められる UN3091 または UN3481 セクション II の場合は、フェデックス自動出荷システム (FedEx Ship Manager) で ELB を選択してください。
 - リチウム電池を含む貨物の外装容器は、1.2メートルの落下試験に合格している必要があります。(UN3091 PI970 Section II は対象外)
 - フェデックスパックは包装物にリチウム電池マークが要求されない場合、強固で頑丈な容器 (例えばファイバーボード製箱) に入れた UN3091 と UN3481 の Section II のリチウム電池の輸送に使用できます。
 - 輸送中に機器が容器内で移動しないように固定し、電池はショートや加熱を防ぐよう梱包し、機器が誤作動しないようにスイッチを保護してください。
 - 同じ外装容器内に複数の機器が包装される場合、損傷させないよう機器は包装された他の機器との接触を防止して下さい。
- 詳細は、最新の IATA 危険物規則書、及び IATA が発行するリチウム電池ガイダンスドキュメントをご参照下さい。 <http://www.iata.org/whatwedo/cargo/dgr/Pages/lithium-batteries.aspx>

発送可否、及び必要な通関書類は国によって異なる場合があります。詳細はカスタマーサービスまでお問い合わせ下さい。

【ご注意】フェデックスでは、適切なトレーニングを受けた荷送人にお役立ていただくガイドラインとしてご使用いただくため、ご参考までに本資料を提供しています。フェデックスは、本資料の変更、誤記、漏れ又は誤解によって生ずる損失又は損害について一切責任を負いません。

リチウム電池マーク

図 1



上のマーク(最少寸法:100X100mm)は、このままカラープリンターで印刷してご利用できます。印刷する際は、印刷の設定項目「ページの拡大/縮小」を「なし」にご設定下さい。

なお、このデータを使用して生じた損害などの責任は一切負いかねますので、あらかじめご了承くださいませよう願いたします。

【最少寸法】

マークは斜線ハッチングがついた長方形でなければならない。

マークは最少寸法が100mm(幅)X100mm(高さ)で、ハッチングの最小幅は5mmであること。

梱包物のサイズ上の要請から、寸法を幅100mmX高さ70mmまでに縮小しても良い。

【色】

ハッチングは赤でなければならない。コントラストのある下地に文章およびシンボルは黒。

【記入項目】

マークは以下を表示しなければならない。尚、国連番号は最低限高さ12mmとすることが望ましい。

● 該当する国連(UN)番号

- リチウムイオン電池のみ単体の場合: **UN3480**
- リチウム金属電池のみ単体の場合: **UN3090**
- 機器に組み込まれた、または機器と一緒に同梱されたリチウムイオン電池の場合: **UN3481**
- 機器に組み込まれた、または機器と一緒に同梱されたリチウム金属電池の場合: **UN3091**
- 包装物に異なる国連番号が割り当てられるリチウム電池を収納する場合、全ての該当する国連番号を1つ以上のマークに表示

● 追加情報の連絡先電話番号

電話番号は、24時間対応の緊急電話番号である必要はない。輸送されている電池に関する知識を持っている担当者が対応できれば、通常の勤務時間帯の電話番号で問題ない。国コードを含めた局番、電話番号が必要。

記入例



リチウム電池取り扱いラベルの廃止

経過措置として包装基準 965 および 968 の Section IB および包装基準 965 から 970 の Section II にしたがって準備された包装物に貼付が認められた旧来のリチウム電池取り扱いラベルは、2019年1月1日以降、使用することはできません。

2019年1月1日以降は新しいリチウム電池マーク(図1)を使用する必要があります。

【ご注意】フェデックスでは、適切なトレーニングを受けた荷送人にお役立ていただくガイドラインとしてご使用いただくため、ご参考までに本資料を提供しています。フェデックスは、本資料の変更、誤記、漏れ又は誤解によって生ずる損失又は損害について一切責任を負いません

リチウムメタル電池の発送手順

リチウムメタル電池(一次電池で再充電不能電池)の発送手順 UN3090 完全に規制対象(包装基準968 セクションI)の場合

2015年1月1日付で、国際航空運送協会(IATA)及び国際民間航空機関(ICAO)の規制によりリチウムメタル電池の旅客機での輸送が禁止されたことに伴い、フェデックスで受託可能なリチウムメタル電池の仕向地に制限が付される場合がございます。

フェデックスでは UN3090の貨物を弊社で危険物輸送可能地域のみインターナショナルプライオリティーサービスで受託しております。しかしながら、旅客機搭載が必要な経路によっては、当規制によりお荷物を荷送人に戻す必要がある場合がございます。

UN3090リチウムメタル電池セクションIA とセクションIB を発送するにあたって、荷送人は、米国フェデックス 危険品担当(FedEx Express Dangerous Goods Administration)の事前承認を得て頂く必要があります。

【ご注意】2017年1月1日以降、新規フェデックス運航者例外規定により、フェデックスではIATA 危険物規則書セクションIIに基づいて発送準備したリチウム電池 UN3090を受託いたしません。今後は、UN3090のリチウム電池は、IATA 危険物規則書セクションI (IA または IB)に準拠する必要があります。クラス9の危険物に完全に準拠し、弊社米国本社の事前承認が必要となりますのでご注意ください。尚、あらかじめ、UN3090セクションIIリストで事前承認されたお客様は、自動的にUN3090セクションIリストに移行されます。

事前承認取得の手続き

完全に規制対象となるリチウムメタル電池セクションIを発送するにあたって、米国フェデックス 危険品担当(FedEx Express Dangerous Goods Administration)の承認審査のために、荷送人は次の情報を必ずご提供ください。

1. フェデックス・アカウント番号
2. 会社名および詳細な住所(米国以外の国からご依頼いただく場合には国名も必要です)
3. 連絡先担当者の氏名および電話番号(事前承認に関する質問がある際に使用します)
4. 申請する事前承認の種類(例: Fully regulated UN3090、Primary non-rechargeable Lithium Metal Batteries)
5. 梱包した内容物の詳細説明およびデジタル写真または図。また、梱包方法について、ショート防止のために、電池の端子と他のリチウム単電池または組み電池(もしくは金属など電気伝導性物質製の品物はすべて該当)との接触を防止する措置が講じられていることが求められます。
6. UN Manual of Tests and Criteria, Part III, Subsection 38.3の試験要件に合致している事を証明する書類

上記の情報は、こちらのメールアドレス(UN3090preapprovalrequest@fedex.com)宛てに送信提出してください。送信先は米国フェデックス危険品担当のため、情報は必ず英文でご提出ください。フェデックスからご返答を差し上げるまで、2営業日ほど要しますのであらかじめご了承ください。

Eメールのご利用が不可能な場合には、フェデックス・カスタマーサービス(0120-003200)までお電話いただければ、その他の承認申請の方法につきまして、ご相談させていただきます。

ご注意:

本資料は、2021年度 IATA Dangerous Goods Regulations(IATA 危険物規則書)に基づきリチウム電池についての出荷要件の概要を提供するものに過ぎず、出荷に関する完全な情報を提供するものではありません。出荷する製品の包装基準及び適用される全ての特別規定は別途ご確認ください。

フェデックスでは、適切なトレーニングを受けた荷送人にお役立ていただくガイドラインとしてご使用いただくため、ご参考までに本資料を提供しています。本資料は、連邦、州又は政府の要件を変更したり、満たしたり、またそれらに影響を及ぼしたりするものではありません。本資料に含まれる情報は、政府の規制変更に伴い変更される場合があります。フェデックスは、本資料の変更、誤記、漏れ又は誤解によって生ずる損失又は損害について一切責任を負いません。